

令和4年4月12日

総合サポートユニオン
仙台けやきユニオン
NPO法人POSSE
技能実習制度廃止プロジェクト
御担当者：森 進生 様

外国人技能実習機構仙台事務所長

申入書への回答について

2022年4月5日付け申入書をもって貴ユニオンから申入れのあった事項について、下記のとおり回答します。

記

1 組合員らの転職について

当該実習実施者及び監理団体が、今回の対応状況を含め、技能実習法令に基づいた適正な技能実習ないし実習監理がなされていたかについての検査を進め、その結果に基づいて適切に対応するとともに、当該技能実習生らが転職の意思を有する場合にあっては、かかる意向を踏まえて、当事務所が主導して実習先変更の支援に努めます。

また、当事務所職員が、「お互いに問題がある」と発言した趣旨は、双方のコミュニケーション不足等に起因して問題が複雑化することがあり、その旨をお示ししたものとなりますが、その余の御質問については、違法行為の認識を含め、当該実習実施者及び監理団体に係る調査や当事務所の内部における検討等の情報に関わることとなりますので、お答えできないことを御理解ください。

2 「労働組合の脱退」について

当事務所の職員が、当該技能実習生らに対し、貴ユニオンの脱退を促していると受け取られかねないメールを送付するなどしたことは、不適切な対応であり、誠に遺憾に存じます。

当機構においてこれまで労働組合の脱退について言及したケースがあったとは承知していませんが、技能実習生らには日本人労働者と同様に貴ユニオンを

始めとして労働組合に加入する権利があり、使用者において労働組合に加入したことの故をもって不利益な取扱いをしたり、労働組合から脱退することを求めること等が不当労働行為に該当するおそれのある行為であり、改めて職員に周知し、今後とも、その指導を徹底して再発防止を図ってまいります。